

◎新潟県告示第1070号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入川休猟区

(1) 区域

佐渡市入川地内の県道佐渡一周線と主要地方道佐渡縦貫線（通称：ドンデン線）との交点を起点とし、主要地方道佐渡縦貫線を南東に進み、旧相川町と旧両津市との境界線に至る。ここから同境界線を西に進み、標高937mの地点を経て南西に進み、石花川上流のイラツボ沢右岸を下流に進み、石花川との合流点に至る。ここから石花川右岸を下流に進み、石花集落を経て日本海波打ち際に至る。ここから波打ち際を北東に進み、後尾、北川内、北立島の各集落を経て入川集落に至る。ここから入川集落の入川河口を上流に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 面積

2,997ヘクタール

(3) 存続期間

令和5年10月15日から令和8年10月14日まで